

著作権	判決年月日	令和3年10月28日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和3年(ネ)第10047号		

○ 著作権等管理事業者である被控訴人が控訴人らからの楽曲の利用の申込みを拒否したことについて、著作権等管理事業法16条にいう「正当な理由」があるとされた事例

(事件類型) 損害賠償請求控訴事件 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 著作権等管理事業法16条, 民法709条

判 決 要 旨

1 主たる事案の概要

本件は、控訴人らが、楽曲を管理する被控訴人に対して、ライブハウス（本件店舗）での演奏利用許諾の申込みをしたところ、本件店舗が被控訴人の管理する著作物の著作権使用料相当額の清算が未了であることを理由として拒否されたため、控訴人らは、本件店舗で予定していたライブの中止を余儀なくされ、リハーサルが無駄になるなど、控訴人らの演奏者としての権利、演奏の自由、著作者人格権が侵害され、これにより精神的苦痛を被ったなどと主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づいて、慰謝料等を請求するなどした事案である（なお、控訴人1名について複数の不法行為を主張するものであるが、本件の主要な争点ではないため割愛する。）。

原判決は、被控訴人が控訴人らの演奏利用許諾の申込みを拒否したことはいずれも不法行為を構成するものではないから、その余について判断するまでもなくいずれも理由がないと判断して、控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、控訴人らがこれを不服として控訴をした。

2 判断

以下のとおり説示して、控訴人らの請求は理由がないものとして、本件控訴をいずれも棄却した。

(1) 被侵害利益について

演奏家は、被控訴人が管理する楽曲について、著作権等管理事業法16条による規制に裏付けられた運用を通じて、希望する被控訴人の管理楽曲を演奏することができる利益を有しており、こうした利益は、表現の自由として保護される演奏家の自己表現又は自己実現に関わる人格的利益と位置付け得るものであるから、民法709条の「法律上保護される利益」であるといえる。

したがって、楽曲の著作者から委託を受けて著作権等を管理する被控訴人が演奏家の希望する楽曲の利用の許諾を拒否する行為は、著作権等管理事業法16条が規定する「正当な理由」がない限り、上記の意味での人格的利益を侵害する行為であって、不法行為を構成するというべきである。

(2) 著作権等管理事業法 16 条の「正当な理由」の存否について

ア 著作権者等は、多くの利用者に著作物等の利用をしてもらうことによって多くの使用料の分配を受けることを期待して、著作権等管理事業者が著作権等の管理を委託しているから、著作権等管理事業者が利用者の申込みを自由に拒絶することは、委託者の合理的意思に反するのみならず、著作物には代替性がないものも多くあって、著作物の円滑な利用が阻害されることとなることから、著作権等管理事業者は、原則として、著作物等の利用を許諾すべきことが定められたものと解される。このような規定の趣旨に鑑みれば、利用者からの申込みを許諾することが通常の利用者の合理的意思に反する場合には、同条の「正当な理由」があるというべきであり、例えば、利用者が過去又は将来の使用料を支払おうとしない場合が考えられる。

また、著作権等管理事業の制度趣旨に基づき、被控訴人が多数の委託者からの委託を受けて楽曲に係る著作権等を集中的に管理しており、委託者も広く楽曲の利用がされることを期待して被控訴人による楽曲に係る著作権等の集中管理を前提とした委託をしている以上、通常の利用者の合理的意思を検討するに当たっては、被控訴人による楽曲全体の著作権等に関する適正な管理と管理団体としての業務全般への信頼の維持という観点を軽視することは相当でない。そうすると、利用者からの申込みを拒絶することについて「正当な理由」があるか否かは、個々の委託者の利害や実情にとどまらず、著作権等に関する適正な管理と管理団体業務への信頼の維持の必要性等についても勘案した上で、利用者からの演奏利用許諾の申込みを許諾することが通常の利用者の合理的意思に反するか否かの観点から判断されるべきである。

イ 本件店舗の営業実態等からすると、本件店舗の経営者は、本件店舗における楽曲に係る演奏主体に当たるといえることができる。本件店舗においては長期間にわたって被控訴人管理楽曲が無許諾で使用されていたにもかかわらず、過去の使用料が全く清算されておらず、本件店舗の経営者らが著作権の管理に係る被控訴人の方針や本件店舗での被控訴人管理楽曲の演奏の差止め等を命じた別件一審判決に従わない旨を表明している状況の下で、控訴人らによる被控訴人管理楽曲の利用申込みは、従前どおりの本件店舗の営業形態を前提としつつ、形式的に演奏の利用主体を出演者として被控訴人に利用許諾を求める本件店舗のホームページ等の呼びかけに応じた形でされたものであることが認められ、また、控訴人らの本件店舗の出演歴、控訴人らが別件一審判決直後も本件店舗において無許諾で被控訴人管理楽曲を演奏していたといった客観的、外形的状況に照らせば、控訴人らによる利用申込みは、被控訴人において、著作権の管理に係る被控訴人の方針に従わず、無許諾で長期間にわたって被控訴人管理楽曲を利用してきた本件店舗の運営姿勢に賛

同じ、支援するものと受け止めることは避けられないものというべきである。そして、上記のような本件店舗の運営姿勢は、安定的な著作権の管理、使用料の徴収に支障を生じさせるものであるといわざるを得ない以上、この運営姿勢に賛同し、支援するものと理解される控訴人らの利用申込みに被控訴人が許諾を与えることは、通常の委託者の合理的意思に反するものであり、被控訴人の管理団体としての業務の信頼を損ねかねないものでもあるから、このような疑念を払拭するに足りる特段の事情が認められない限り、被控訴人が控訴人らの利用申込みを拒否した判断が不合理なものであるとはいえないし、本件において上記特段の事情を認めるに足りる事情や証拠は見出せない。

ウ　したがって、被控訴人が控訴人らによる被控訴人管理楽曲の利用申込みを拒否したことには著作権等管理事業法１６条に規定する「正当な理由」があるというべきである。